

個人情報保護法による第三者提供の「黙示の同意」について

個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、被保険者等への保険給付等のために通常必要な範囲の利用目的のうち、被保険者等にとって利益となるもの、または医療費通知など健康保険組合の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとは言えないものの利用の範囲について、ホームページへの掲載等により明らかにしておき、被保険者等から特段明確な反対、留保の意思表示が無い場合は「黙示による包括的な 同意」が得られていると解釈できることになっています。

なお、下記事項について同意されない場合は、被保険者証記号・番号、氏名及び同意できない理由を記載した文書にて、当組合へお申し出願います。

★黙示による包括的な同意があったとして実施する項目

- ・ 医療費通知を世帯ごとまとめて被保険者に通知すること。
- ・ 以下の交付を世帯ごとまとめて被保険者宛てに事業主経由で行うこと。
資格確認証、資格情報のお知らせ、高齢受給者証、限度額適用認定証、
特定疾病療養受療証、 給付金支給（不支給）決定通知書
- ・ 負傷原因の照会を世帯ごとまとめて被保険者宛てに事業主経由で行うこと。
- ・ 医療機関や保険薬局等から受診資格確認に対する回答を行うこと。

【同意がなくても第三者提供ができる場合】（個人情報の保護に関する法律第 23 条第 1 項）

1. 法令に基づく場合。
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。